

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

目 次

- ◇告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）
保安林の指定の解除予定（造林課）
- ◇公 告 ふぐ処理士試験等の実施（衛生課）
- ◇正 誤 昭和六十一年十一月鳥取県告示第九百七十八号中訂正
昭和六十二年九月鳥取県告示第七百七十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第九百三十七号

国府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業木原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字篠谷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的

水源のかん養
解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百三十九号

昭和四十三年六月鳥取県告示第四百七十八号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十二年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の鳥取県鳥取沿岸淀江漁港海岸淀江地区海岸の項を次のように改める。

鳥取県鳥取沿岸 淀江漁港海岸 淀江地区海岸	<p>基点一から基点八までを順次に直線で結んだ線並びに基点八、補助点八の一、補助点四の一、補助点一の一、補助点一の一及び基点一を順次に直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち河川の河川区域を除いた区域</p> <p>基点一 西伯郡淀江町大字淀江字新地畑六九〇一五に設置した標柱</p> <p>基点二 基点一から二一五度〇〇分一六〇メートルの点</p>
-----------------------------	---

基点三	基点二から二二七度〇〇分一六三メートルの点
基点四	基点三から二九九度〇〇分一九メートルの点
基点五	基点四から二四四度〇〇分一五〇メートルの点
基点六	基点五から二四七度〇〇分四三〇メートルの点
基点七	基点六から二五〇度三〇分四三〇メートルの点
基点八	基点七から三四七度五五分一三メートルの点
補助点一の一	基点一から三三三度三〇分九〇メートルの点
補助点一の二	基点一から三三〇度〇〇分二六〇メートルの点
補助点四の一	基点四から三一一度三〇分二六〇メートルの点
補助点八の一	基点八から〇度二二〇メートルの点

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和62年12月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>1 試験期日</p> <p>(1) 学科試験 昭和63年1月28日(木) 10時から12時まで</p> <p>(2) 実地試験 昭和63年1月28日(木) 13時から</p>	<p>(2) ふぐ調理師試験</p> <p>ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識</p> <p>イ 衛生関係法規(主としてふぐ取扱等に関する条例)</p> <p>ウ ふぐの調理(毒性臓器の鑑別を含む。)</p>
<p>2 試験場所</p> <p>(1) 学科試験 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所</p> <p>(2) 実地試験 倉吉市東蔵城町2 鳥取県倉吉保健所</p>	<p>5 受験手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア ふぐ調理師試験</p> <p>イ 受験願書</p> <p>ロ 履歴書</p> <p>ハ 戸籍謄本又は戸籍抄本</p> <p>ニ 写真(6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)</p> <p>ホ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所(住所地を管轄する保健所をいう。以下同じ。)の長の証明書</p>
<p>3 受験資格</p> <p>(1) ふぐ調理師試験 昭和63年1月28日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの</p>	<p>イ ふぐ調理師試験</p> <p>ロ 受験願書</p> <p>ハ 履歴書</p> <p>ニ 写真(6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)</p> <p>ホ 調理師免許証の写し</p>
<p>(2) ふぐ調理師試験 調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師</p> <p>4 試験科目</p> <p>(1) ふぐ調理師試験</p> <p>ア 衛生関係法規</p> <p>イ 公衆衛生学</p> <p>ウ 食品衛生学</p> <p>エ ふぐの処理(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)</p>	<p>(2) 受験願書の提出先 所轄保健所に提出すること。</p> <p>(3) 受験願書の提出期間 昭和63年1月5日(火)から同月7日(木)まで</p>

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 8,800円 (実地試験に用いるふぐの代金は含まない。)

(2) 納付方法

ア (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

イ 納付した手数料は、返還しない。

7 試験当日の携行品

(1) 学科試験

受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験

受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物。

8 合格者の発表

昭和63年2月12日(金)に所轄保健所に掲示する。

9 その他詳細については、所轄保健所に問い合わせること。

正 誤

昭和六十一年十一月鳥取県告示第九百七十八号(保安林の指定予定について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十一 下 九 町上エ側 字町上エ側

昭和六十二年九月鳥取県告示第七百七十二号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

五 上 十五 (次の図 (国有林。 次の図